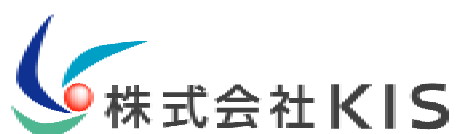


# CODA ネットワークセンター ハウジングサービス利用規約



第1条（定義）	1
第2条（本規約の運用）	1
第3条（契約者）	1
第4条（本規約の変更）	1
第5条（本サービス）	1
第6条（利用の申込み）	2
第7条（ドメイン名およびIPアドレスの申請代行）	2
第8条（利用契約の成立）	2
第9条（最低利用期間）	2
第10条（本サービスの利用）	2
第11条（利用目的）	3
第12条（設備機器等の設置等）	3
第13条（提供ラック）	3
第14条（設備機器等の接続）	3
第15条（電力の提供）	3
第16条（設備機器等の搬入）	3
第17条（設備機器等の撤去）	3
第18条（リモート回線等）	4
第19条（サーバセンタへの入室）	4
第20条（サーバセンタの環境維持）	4
第21条（設備機器等の運用）	4
第22条（作業要請の受付）	4
第23条（契約者の責任）	5
第24条（譲渡禁止）	5
第25条（契約者の地位の承継）	5
第26条（変更の届出）	6
第27条（本サービスの一時中断）	6
第28条（免責）	6
第29条（料金の支払い）	6
第30条（延滞利息）	7
第31条（契約者の解約）	7
第32条（契約者資格の喪失）	7
第33条（本サービスの終了）	7
第34条（本サービス終了時の措置）	8
第35条（専属管轄裁判所）	8
第36条（準拠法および特約との関係）	8
第37条（その他）	8

附則	8
【別紙】	9
基本サービス	9
ネットワーク接続サービス	9
オプションサービス	9

## 第1条（定義）

この規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
サーバセンタ	本サービス提供のための弊社の施設
ドメイン名	弊社が定める仕様に基づき、独自ドメイン名の取得代行申請と維持管理を行い提供する。
IP アドレス	弊社が定める仕様に基づき、IP アドレスの維持管理を行い提供する。

## 第2条（本規約の運用）

本規約は、株式会社 KIS（以下「弊社」といいます。）が提供するハウジングサービス（以下「本サービス」といいます。）を、第2条所定の契約者（以下「契約者」といいます。）が利用する際の一切の關係に適用します。

## 第3条（契約者）

契約者とは、サービスの内容を特定するために必要な事項を記載した弊社所定の申込書（以下「サービス契約申込書」といいます。）にて本サービスの利用を申込み、弊社がこれを承諾した法人をいいます。

## 第4条（本規約の変更）

弊社は、本規約を変更することがあります。規約が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

- 2 弊社は、前項の変更を行う場合は、契約者に対し、事前に変更後の本規約の内容をホームページまたは、E-Mail にて通知します。

## 第5条（本サービス）

本サービスの内容は、別紙に定めるとおりとします。弊社は、本サービスの規格および仕様を、予告なく変更することがあります。

2. 弊社は、前項の変更を行う場合は、契約者に対し、事前に変更後の内容をホームページまたは、E-Mail にて通知します。

## 第6条（利用の申込み）

本サービス利用の申込み（以下「利用申込み」といいます。）は、サービス契約申込書を提出して行うものとします。

2. 利用申込みをしようとする者（以下「利用申込者」といいます。）は、利用申込みの時点で本規約の内容を承諾しているものとします。
3. 弊社は、利用申込みがあった場合はこれを承諾するものとし、その旨を書面にて契約者に通知します。
3. 弊社は、次のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用申込みを承諾しないことがあります。この場合において、弊社は利用申込者に対し、その旨を通知します。
  - (1) 利用申込者が本サービスを含む弊社サービスの料金の支払いを怠り、またはその虞がある時。
  - (2) 利用申込者が本規約に違反し、またはその虞があるとき。
  - (3) 利用申込みを承諾することにより弊社の業務遂行上、または技術上著しい支障が生じ、またはその虞があるとき。
  - (4) 利用申込者が本サービスの申込書に虚偽の事実を記載したとき。
  - (5) 前各号に定めるほか、弊社が利用申込みを承諾することが適当でない判断する時。

## 第7条（ドメイン名および IP アドレスの申請代行）

契約者が、本サービスに関し使用するドメイン名および IP アドレス取得に係る申請手続きの代行を弊社に請求することができます。

2. 前項において、申請手続きを行った結果、ドメイン名、IP アドレスの取得ができなかった場合は、弊社は契約者とその取扱いについて協議するものとします。

## 第8条（利用契約の成立）

利用契約は、弊社が所定の作業を完了した時点より成立します。

## 第9条（最低利用期間）

利用契約成立の日を本サービスの提供開始日とし、開始日を起算日として1ヶ月間を最低利用期間とします。

## 第10条（本サービスの利用）

契約者は、本サービスを本規約の各条項に従い自ら利用できるものとします。

2. 契約者は、本サービスの利用に関わる一切の費用（設備・機器、ソフトウェア等に要する費用、電気通信回線利用料金を含みます）を負担します。

#### 第 11 条（利用目的）

契約者は、本サービスを通じて営利を目的とした行為を行うことができるものとします。

2. 前項に基づく本サービスの利用であっても、ユーザーは次の行為を行わないものとします。
  - (1) 営業活動の取締り、規制に係る各種法令、規則等に違反する行為
  - (2) 他者の営業活動を妨害する行為

#### 第 12 条（設備機器等の設置等）

本サービス利用のためサーバセンタへ設置する設備機器等は、契約者がその費用を負担し、契約者の責任において用意するものとします。

2. 契約者は、本サービス利用のためサーバセンタへ設置する設備機器等の情報をサービス利用開始の 10 日前までに、弊社が別途定める方法により弊社に通知するものとします。

#### 第 13 条（提供ラック）

弊社は、サービスごとに別紙に定めるラックを、利用開始日の前日までに契約者に通知します。

2. 弊社は、契約者の使用するラック配置を変更することがあります。その場合契約者に対し、配置変更の 1 ヶ月以上前にその日付を通知することとします。

#### 第 14 条（設備機器等の接続）

弊社は、接続サービス提供のためのケーブルを、利用開始日の前日までに用意します。この場合の設備機器等の接続は、契約者が接続作業を行うものとします。

#### 第 15 条（電力の提供）

弊社は、契約者の設備機器等に対する電力を別紙に定めるとおり提供します。

#### 第 16 条（設備機器等の搬入）

契約者は契約者の設備機器等を、利用開始日以前に弊社の指定する場所へ搬入又は送付するものとします。

3. 弊社は、前項の場合において、弊社に契約者の設備機器等が送付又は搬入された後で不備が発見された場合は、契約者の設備機器等を返送する場合があります。この場合、返送のための作業費及び運送費は契約者が負担することとします。

#### 第 17 条（設備機器等の撤去）

契約者は、契約期間中に必要のあるとき又は利用契約が終了したとき、契約者の設備機器等の全部を契約者の責任において撤去することとします。

2. 弊社は、契約者の要請があるとき、その他必要がある場合には、契約者の費用負担を条件に、契約者の設備機器等を契約者へ返送することができるものとします。
3. 事由のいかんを問わず利用契約が終了した際、契約者が設備機器等を引き取らない場合には、弊社は当該設備機器等を廃棄あるいは換価処分することができるものとします。

#### 第 18 条（リモート回線等）

契約者がサーバセンター内の契約者の設備機器等に接続するため、他の電気通信事業者の提供する回線（以下、「リモート回線」といいます。）を申し込む場合、当該回線にかかる料金、手続きは契約者が負担するものとします。

2. リモート回線の種類により回線終端装置が必要な場合には、その設置場所は契約者が用意するものとします。
3. 契約者がリモート回線を用意する場合は、回線種類、回線番号及び工事予定日等、サーバセンター内の工事、立ち会いに必要な情報をあらかじめの弊社に対し申請するものとします。

#### 第 19 条（サーバセンターへの入室）

契約者は、次の各号のいずれかに該当する目的に限り弊社に対しサーバセンターへの入室を要請することができます。

- (1) 契約者の設備機器等の搬入又は搬出
- (2) 契約者の設備機器等への物理的作業の実施
- (3) 契約者の設備機器等の保守上最低限必要な作業の実施

2. 前項においてサーバセンターへの入室を要請する場合は、弊社が別に定める手順によります。

#### 第 20 条（サーバセンターの環境維持）

契約者は、サーバセンターに発火発煙、異常な発熱、異常な温度又は湿度の変化、その他サーバセンターの環境に影響を及ぼすいかなる設備機器等も設置しないものとします。

2. サーバセンターに温度湿度の変化をもたらすおそれのある設備機器等を発見したときは、弊社は契約者に事前の通知をすることなく、その原因となった設備機器等を契約者へ返送、設置場所を移動あるいは廃棄できることとします。この場合、その費用は契約者の負担とします。
3. 契約者がサーバセンター内に設置した設備機器等から発生した損害については、契約者が損害賠償の責任を負担するものとします。

#### 第 21 条（設備機器等の運用）

契約者の設備機器等は契約者の責任において運用するものとします。弊社は第 21 条（作業要請の受付）に定める以外には、契約者の設備機器等に対していかなる作業、操作も行いません。

#### 第 22 条（作業要請の受付）

弊社は契約者から要請に基づき、以下の各号に限り作業を実施します。

- (1) ランプ表示状態確認
- (2) 電源リセット操作

2. 契約者は、要請した作業によって起こりうるデータの喪失や契約者の設備機器等の物理的損害などの危険性を十分理解した上で、弊社が別に定める手順により弊社に作業を要請するものとします。弊社は、契約者の要請に基づいて行った作業により発生した結果についていかなる責任も負いません。

## 第 23 条（契約者の責任）

契約者は、本サービス用の設備として弊社が設置しているサーバ（以下「サーバ」といいます。）にアカウントによって収録、蓄積される情報に関する全責任を負うものとし、第三者との間に著作権等その他の事項に関して紛争が生じた場合、契約者は自己の責任と負担で解決するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用して次の行為を行わないものとします。
  - (1) 他の契約者または第三者（以下同様とします。）の著作権、商標権等の知的財産権商標権等を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - (2) プライバシーまたは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
  - (3) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為
  - (4) わいせつまたは幼児虐待にあたる画像、文書等を送信または表示する行為
  - (5) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれに勧誘する行為
  - (6) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
  - (7) 他者になりすまして本サービスを利用する行為
  - (8) 有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
  - (9) サーバまたは他者の設備等の利用または運営に支障を与える、または与えるおそれのある行為
  - (10) その他法令もしくは公序良俗に違反（売春、暴力、残虐等）し、または第三者に不利益を与える行為
  - (11) 前各号のいずれかに該当する行為が見られるデータ、情報等へリンクを張る行為
3. 契約者による本サービスの利用に起因し、弊社に対してクレーム、請求がなされまたは訴訟が提起された場合は、契約者は自己の責任と費用で当該クレーム、請求または訴訟を解決するものとします。なお、当該クレーム、請求または訴訟に起因して弊社が損害を被った場合は、契約者は確定した損害、費用（弁護士費用を含みます。）に相当する金額を弊社に支払うものとします。
4. 契約者は、前項の場合の他、本サービスの利用に関連して弊社または第三者に損害を及ぼした場合は、当該損害を賠償するものとします。

## 第 24 条（譲渡禁止）

契約者は、本規約に基づいて本サービスを利用する権利を他に譲渡しないものとします。

## 第 25 条（契約者の地位の承継）

契約者の合併により契約者の地位の承継があったときは、地位の承継をした者は、承継した日から 30 日以内に、弊社所定の申込書（以下「契約情報変更申込書」といいます。）で弊社に届出をするものとします。



## 第 26 条（変更の届出）

契約者は、その法人名、住所等その他利用契約の内容に変更がある場合は、速やかに契約情報変更申込書で弊社に届出をするものとします。なお弊社は、契約者が当該届出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、その責任を一切負いません。

2. 前項の規定に拘わらず、契約者が利用契約を変更しようとする場合は、当該利用契約を変更しようとする月の1ヶ月までに、その旨を契約情報変更申込書で変更の届出をするものとします。

## 第 27 条（本サービスの一時中断）

弊社は、以下のいずれかが起こった場合は、契約者に事前に通知することなく、一時的に本サービスを中断することがあります。

- (1) 本サービスのシステムの保守を緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
- (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
- (5) 弊社または第三者の間で紛争が生じたとき
- (6) 弊社に対し、契約者に係わるクレーム、請求等がなされ弊社の業務に支障を来たと弊社が判断したとき。
- (7) その他運用上或は技術上、弊社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合

## 第 28 条（免責）

弊社は、本サービスに関連して発生した契約者のいかなる損害逸失利益および第三者から契約者に対して為されたクレーム（損害賠償請求等に基づく損害を含みます。）についても、一切責任を負わないものとします。

2. 弊社は、本サービスの利用に遅延または中断（前条の本サービスの一時中断を含みますが、これに限りません。）が生じても補償の責任を一切負わないものとし、弊社および利用者が被った損害（逸失利益を含みます。）に関し、何らの責任も負わないものとします。
3. 弊社は、アカウントによってサーバに収録、蓄積された情報の消失または毀損に関して何らの責任も負わないものとします。

## 第 29 条（料金の支払い）

契約者は、本サービスの利用料金として、別紙に定める金額（消費税別）を弊社に支払うものとし、

2. 弊社は、当月末日までにの本サービスの利用料金の請求書を契約者に交付するものとします。契約者は、請求書を受領した月の翌月 10 日までに当該請求書に係わる本サービスの利用料金を、弊社の指定する銀行口座に振込むものとします。
3. 前項の支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て契約者の負担とします。

## 第 30 条（延滞利息）

契約者が本サービスの利用料金その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、契約者は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年率 14.6%の割合で計算される金額を延滞利息として、利用料金その他の債務と一括して、弊社が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。

2. 前項の支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て契約者の負担とします。

## 第 31 条（契約者の解約）

契約者は弊社に対し、本サービスの最低利用期間中においても、残存期間数に月額料金を乗じた金額を一括して支払うことにより、解約する月の月末をもって契約者の解約をすることができます。

2. 契約者は、前項の解約を、解約を希望する 1ヶ月前までに弊社所定の書式で弊社に届け出るものとします。
3. 契約者の解約をする月の月末をもってアカウントの削除およびサービスの停止を行います。

## 第 32 条（契約者資格の喪失）

契約者が次のいずれかひとつにでも該当する場合は、弊社は当該契約者の資格を失わせることができるものとします。又、契約者は該当した時点で弊社に対して本規約に基づき負担する一切の債務について期限の利益を喪失するものとします。

- (1) アカウントを不正に利用したとき
  - (2) 仮差押、差押もしくは競売の申請、破産、和議、会社整理、もしくは会社更生の申し立てがあったとき、または清算に入ったとき
  - (3) 資産、信用、または営業の譲渡、合併等事業に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると相手方に於いて判断したとき
  - (4) 本サービスの利用申込時に虚偽の申請をしたとき
  - (5) 本サービスにより利用しうる情報の改ざんを行ったとき
  - (6) 本サービスの利用料金の支払いを遅延し、または拒否したとき
  - (7) 他の契約者または第三者に迷惑・不利益を与える等の行為、本サービスに支障をきたしたした場合、またはその恐れのある行為、その他弊社が不適切と判断したもの
2. 契約者が前項各号に該当したことにより弊社が損害を被った場合、契約者資格の喪失の有無にかかわらず、契約者に被った損害の賠償を請求できるものとします。

## 第 33 条（本サービスの終了）

弊社は、本サービスの提供を終了するときは、契約者に対し事前に通知するものとします。但し、緊急の場合はこの限りではありません。

2. 前項の通知は、本サービスのホームページまたは、E-mail にて契約者へ通知するものとします。
3. 弊社は理由の如何を問わず、第 1 項の通知を行うことにより本サービスの終了により契約者が被った損害について一切免除されるものとします。

第 34 条（本サービス終了時の措置）

弊社は、本サービスの提供に伴い取り扱った通信の秘密を電気通信事業法第 4 条に基づき保護し、本サービスの提供により知った契約者に関する情報（営業上または技術上の秘密または個人情報を含みます。）を他に開示、漏洩せず、本サービスの提供のために必要な範囲を超えて使用しないものとします。

2. 弊社は、刑事訴訟等その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 契約者は、本サービスの提供により知り得た弊社の業務上または技術上の秘密情報を承諾なしに第三者に開示、漏洩しないものとし、本サービスを利用するために必要な範囲を超えて使用しないものとします。
4. 弊社は、契約者が本契約に基づく義務に違反しその他本サービスの提供を妨害する行為をなした場合、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ、本サービスのために契約者に関する情報を使用または提供することができます。
5. 弊社は、利用契約の終了後または弊社が定める保存期間の経過後は、第 1 項の契約者に関する情報を消去するものとします。但し、利用契約の終了後または弊社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができるものとします。

第 35 条（専属管轄裁判所）

本サービスのご利用に関して弊社と契約者との間に係争が発生し訴訟により解決する必要が生じた場合には、熊本地方裁判所を第一の専属管轄裁判所とします。

第 36 条（準拠法および特約との関係）

第 2 条に基づき弊社が発表する本規約の定めが抵触する場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとします。

第 37 条（その他）

本サービスの利用に関して、本規約により解決できない問題が発生した場合には、弊社と契約者の間で双方誠意を持って話し合い、これを解決するものとします。

附則

この利用規約は、平成 17 年 2 月 1 日より効力を発するものとします。

【別紙】

## ハウジングサービス料金表

### 基本サービス

サービス名	初期費用	月額費用	備考
TYPE-1U	¥20,000	¥30,000	1U、電源供給 15A
TYPE-1/4R	¥30,000	¥70,000	1/4 ラック、電源供給 15A
TYPE-1/2R	¥50,000	¥100,000	1/2 ラック、電源供給 15A
TYPE-1R	¥100,000	¥200,000	1 ラック、電源供給 15A

**ラック仕様:** 19 インチラック、耐震設備あり、電源

**入退室:** 入室、カード利用、入退室記録簿利用

**運用:** 24 時間 365 日、目視監視、サーバ死活監視システム稼動

### ネットワーク接続サービス

サービス名	初期費用	月額費用	備考
10Mbps 共有	-	-	ベストエフォート型(品質非保証型)
1Mbps 固定	-	¥10,000	ギャランティ型(品質保証型)

### オプションサービス

サービス名	初期費用	月額費用	備考
ロボット監視サービス	-	¥3,000	Ping やサービスコマンドを使った監視専用機器による 24 時間 365 日監視
機器目視監視	-	¥5,000/台	監視員による機器のパネルやサーバ状態の目視による確認
トラフィック監視サービス	-	¥5,000	SNMP ログ統計によるネットワークトラフィック監視
容量・負荷監視サービス	-	月 1 回 ¥2,000/台 月 2 回 ¥3,000/台 週 1 回 ¥5,000/台 毎日 ¥15,000/台	サーバ DISK 容量の定期的確認
監視レポートサービス	-	月 1 回 ¥20,000	上記監視記録の報告書提出
ドメイン名取得代行サービス	¥10,000	-	別紙「ドメイン名取得代行サービス申込書」にてお申込みください。
E-Mail ウイルスチェックサービス	¥20,000	¥2,300 ~	別紙「E-Mail ウイルスチェックサービス申込書」にてお申込みください。